

第4章 労働争議の調整

1 概況

平成24年中に係属した調整事件は、新規係属事件が3件で、調整区分はあっせんが2件と調停が1件で、いずれも申請者は組合であった。業種は2件が地方公務、1件が社会福祉事業であった。

平成24年中に終結したものは2件で、終結区分は解決であった。

調整事項は、1件が配置転換の撤回及び団体交渉の促進に関するもの、1件が配置転換の撤回、残る1件が団体交渉の促進及び職場環境の改善であった。

2 事件一覧

番号	事件名	調整区分	申請月日 申請者	調整事項	開始月日	終結日区分	調整回数	調整員
1	W争議	あっせん	3. 2 組合	配置転換の撤回 団体交渉の促進	3. 2	3. 22 解決	1	(公)太田 (公)竹本 (労)五十嵐 (使)江尻
2	X争議	調停	5. 2 組合	配置転換の撤回	5. 9	6. 22 解決	1	(公)太田 (公)石黒 (労)五十嵐 (使)江尻
3	Y争議	あっせん	11. 22 組合	団体交渉の促進 職場環境の改善	11. 30	係属中 繰越	—	(公)太田 (労)本川 (使)江尻

3 取扱事件概要

(1) 平成24年(調)第1号

W争議あっせん事件

申請者	W労働組合				
被申請者	W				
業種	地方公務	組合員数	19名		
開始事由	組合申請				
申請月日	3月 2日	開始月日	3月 2日		
終結月日	3月 22日				
終結事由	解決	調整回数	1回	所要日数	21日
あっせん員	(公)太田正志	(公)竹本英雄	(労)五十嵐美知義		
	(使)江尻敏美				

ア 調整事項

配置転換の撤回
団体交渉の促進

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

労使協議を経ない配置転換は労働協約に反する。また、団体交渉ルールの整備を図りたい。

(イ) 使用者の主張

配置転換は管理運営事項である。団体交渉には誠実に対応してきた。

ウ あっせんの経過

3月10日のあっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、労働協約の適用と団体交渉の促進についてあっせん案を提示した。諾否の回答を双方に要請したところ、後日、双方受諾し事件は解決した。

あ　っ　せ　ん　案

1 申請者及び被申請者は、○○○○○に関する事項については労働協約第〇条の規定が適用されることを確認するとともに、労働協約第〇条の精神の下で、誠意ある団体交渉を行い、円満解決を図るよう格段の努力をすること。

2 申請者及び被申請者は、団体交渉ルールについて、現行の労働協約に基づいて当面必要な事項から当事者間で誠実に協議を行い、双方の合意により環境整備すること。

(2) 平成24年(調)第2号

×争議調停事件

申 請 者	X労働組合		
被 申 請 者	X		
業 種	地方公務	組合員数	19名
開 始 事 由	組合申請		
申 請 月 日	5月2日	開始月日	5月9日
終 結 月 日	6月22日		
終 結 事 由	解決	調整回数	1回
		所要日数	52日

調停委員 (公) 太田正志 (公) 石黒 豊 (労) 五十嵐美知義
(使) 江尻敏美

ア 調整事項
配置転換の撤回

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

申請者の同意を得ないまま被申請者が平成24年4月1日に発令した職員の配置転換は、職員の減員や事実上の職種変更に当たるおそれがあり、労働協約に違反する。

労使協議についても、被申請者は迅速な協議の実施に応じず、申請者に対する説明を尽くさないままである。本件配置転換をいったん撤回した上で、改めて本件配置転換の要否に関する労使協議を行うことを求める。

(イ) 使用者の主張

平成24年4月1日発令の職員に係る配置転換は、職種の変更を伴わないとめ、労働協約上の労使合意を要する事項に当たらない。人事異動の発令は被申請者の管理運営事項であるから、申請者の同意を得る必要はない。

ウ 調停の経過

平成24年6月22日の調停委員会において、団体交渉の経過について労使双方の意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、労働協約の趣旨と団体交渉の対象について下記の調停案を提示したところ、双方受諾し事件は解決した。

調 停 案

- 1 当事者双方は、平成〇年〇月〇日付けで締結の労働協約（以下「協約」という。）第〇条の規定については、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第7条の規定が適用されることを確認する。
- 2 当事者双方は、平成〇年〇月〇日付けの申請者組合員に係る配置転換（以下「本件配置転換」という。）については、協約第〇条の趣旨を踏まえ、平成〇年〇月〇日付けで申請者から申入れのあった「協議申入書」第〇項各号に掲げる事項のうち、（1）から（7）までについて、誠意ある団体交渉を精力的に行い、速やかに解決するよう格段の努力をすること。
- 3 被申請者は、上記2における協議が整うまでの間、本件配置転換の申請者組合員の労働条件については、本件配置転換前の労働条件と均衡が図られるよう格段の努力をすること。
- 4 当事者双方は、今後、協約第〇条の精神のもとに、協約の適切な履行について格段の努力をすること。

(3) 平成24年(調)第3号

Y争議あっせん事件

申請者	Y労働組合		
被申請者	Y		
業種	社会福祉事業	組合員数	19名
開始事由	組合申請		
申請月日	11月22日	開始月日	11月30日
終結月日			
終結事由			
あっせん員	(公) 太田正志 (労) 本川博孝 (使) 江尻敏美		

ア 調整事項

団体交渉の促進(職員の年間休日及び組織再編)

職場環境の改善

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

懸案事項について再三の団体交渉の申入れにもかかわらず、使用者は団体交渉に応じない。

使用者のパワーハラスメント行為を改め、職場環境の改善を図りたい。

(イ) 使用者の主張

団体交渉を行おうと努力している。しかし、組合と団体交渉のルールが整備されていないため、進まないでいる。

パワーハラスメント行為があるとは認識していない。